

国保料の通知をみたら

国民健康保険料の減免申請を

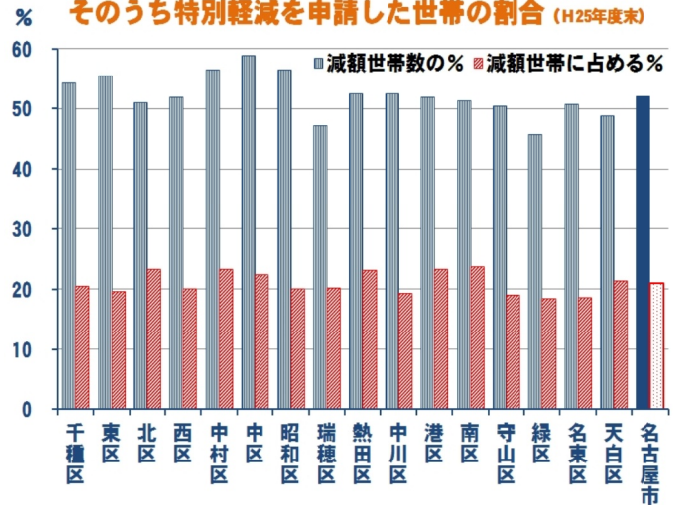
高すぎる国保料を引き下げよとの声は大きく、日本共産党議員団も繰り返し引き下げを求めています。

今年度から国保料の「法定減額」（7割・5割・2割減額）の対象者が広がりました。

65歳以上の方や低所得者の方など、申請すれば国保料を下げるができる場合が少なくありません。

また名古屋市は「法定減額」の対象者全てに、2,000円が戻る「特別軽減」制度があり、申請すれば戻ります。しかし対象者の2割しか申請していません。ぜひ申請しましょう。

国保世帯に占める減額世帯（7・5・2割）とそのうち特別軽減を申請した世帯の割合（H25年度末）



※名古屋市の国保世帯のうち52%の世帯が減額世帯です。その全世帯が特別軽減の多少ですが申請しているのは21%です。

★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

通知書の減額額⑥の「割合」という箇所に2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。

対象者の人数は国保料納入通知書のしたの方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「〇人」と記載されていますので複数人の場合は全員分申請しましょう。

申請は、保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けばどなたでも申請できます。（印鑑不要）

◎ 年間保険料額						保険料額③ (④+⑤-⑥-⑦)		差引増減額(①-②)	
	所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦	円	円	円	円
前回 (変更前)	*****	*****	*****	*	*****	*****	*****	*****	*****
今回 (変更後)	3,359	101,586	50,794	5	0	54,150	④	54,150	円

◎ 月割額（熱田区分）									
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
前回 (変更前)	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****
今回 (変更後)	4,400	4,400	4,850	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
納付済額	4,400	0	0	0	0	0	0	0	0

※「特」と表示されている月は、その月の徴収方法が特別徴収(年金天引き)であることを意味します。

納付月	12月	1月	2月	3月	合計
前回 (変更前)	*****	*****	*****	*****	*****
今回 (変更後)	4,400	4,400	4,850	4,500	18,150

法定減額を受けるには、非課税であっても所得申告が必要です。そのうえで市独自の特定減免を申請します。

「法定減額」の対象となっていない方の中には、「私は非課税だから、所得申告していない」という人が含まれる場合があります。所得がゼロでも、所得申告しているかないかで、保険料が変わります。非課税や所得が少ないという方も、まず、最寄りの区役所の保険年金課保険係に所得申告を行きましょう。

申請主義をやめて、自動申請に改めるべき

名古屋市は、「特別軽減」の対象者であっても、申請をしなければ制度が使えないのは問題です。

国の「法定減免」は自動で減免されているのですから、それを条件にしている市の「特別軽減」も、自動で軽減されるべきです。

実際、昨年度を見ても、対象者の2割しか「特別軽減」を受けていません。申請ありきの仕組みが大きく影響していると思われます。

日本共産党市議団では、「申請主義ではなく、自動的に減免できるように改めよ」と訴えてきましたが、引き続き改善を求めています。